



平成24年9月18日

当別町長 泉 亭 俊 彦 様

当別町上下水道事業運営委員会
会 長 秋 場 信



水道事業の今後の運営について（答申）

平成24年6月15日付け、当水第233号をもって諮問のありました水道事業の今後の運営について、慎重に審議を進め、その結論を得ましたので次のとおり答申します。



水道事業の今後の運営について（答申）

当別町上下水道事業運営委員会では、平成２３年１２月からこれまで計８回にわたり委員会を開催し、当別町水道事業の現在の財政状況と今後の見通し、水道料金の設定のしくみ、料金改定などについて慎重に審議を重ねてきました。

委員会で作された意見を取りまとめ、作成した「水道料金の見直しについて（素案）」に対し、町民より提出いただきました意見や水道出前講座の中で出された意見等につきましても、検討を行って参りました。

その結果、水道事業が、町民はもちろん、経済活動にも与える影響等を十分に考慮した上で、次のとおり意見を取りまとめましたので答申いたします。

「水道事業財政収支計画について」

１．収支方式について

現金のみの収支にて算定する「資金収支方式」による財政収支計画を作成することが適当と考える。

２．水道料金以外の収入について

高料金対策を含め、町の一般会計からの繰入金は、今後の水道事業の経営上、水道事業財政収支計画で計上されている額は必要と考える。

さらに、収入の増額を図るため、下水道使用料徴収受託料の単価を、１件につき５０円引き上げることが適当と考える。

３．事業費用について

企業努力として経費削減を行うことは原則であり、企業職員を削減し、人件費の圧縮を図ることも必要と考える。

ただし、人員の削減によりサービスの低下を招かないよう、非常勤職員等による代替職員などの対策が必要と考える。

4. 水道料金について

(1) 料金改定について

平成25年度から平成36年度までの水道事業財政収支計画を基に、水道事業の経営状況を判断すると、水道料金は改定が必要と考える。

(2) 料金改定率について

平成25年度から平成36年度までの水道事業財政収支計画において、健全な水道事業の経営を行うためには、平均19.8%の値上げが必要と考える。

料金算定期間は、社会情勢を考慮すると6年間が適当と考え、この期間については、留保資金を活用することにより、家事用の料金改定率を9.7%とし、平均料金改定率を10.4%とすることが適当と考える。

(3) 料金改定の時期について

平成25年4月に適用することが適当と考える。

<付帯意見>

水道事業を取り巻く経営環境は、給水人口の減少や節水意識の定着、節水機器の普及などにより給水収益は減少し、ますます厳しさが増すものと考えられる。水道管設備の更新費用など施設整備費も増加していくと考えられることから、今後において、水道事業財政収支計画を定期的に見直していく必要があると考える。

水道事業については、さらなる経費の節約などに努め、費用を抑えていくことはもとより、水道の需要拡大に向けて努力されたい。

現行水道料金表

単位：円

区 分	基本料金	従量料金（1 m ³ につき）
家 事 用	700	170
業 務 用	1,500	260
浴 場 用	1,000	70
臨 時 用	2,000	350

（1 か月あたり、消費税抜）

改定水道料金表（案）

単位：円

区 分		基本料金	従量料金（1 m ³ につき）			
			～30m ³ まで	31m ³ ～50m ³	51m ³ ～100m ³	101m ³ ～
家 事 用		760	187			
業 務 用	～30mm口径	1,690	293			
	40mm口径	10,100	0	293		
	50mm口径～	15,700	0		293	
浴 場 用		8,500	0			70
臨 時 用		2,400	420			

（1 か月あたり、消費税抜）